知財判例コレクション

愛知靖之＝前田　健＝金子敏哉＝青木大也

2021年6月発売／542頁／定価4290円（税込）
A5判／並製

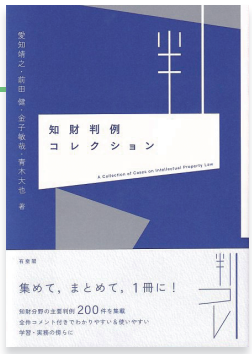

詳細を見る

学習　研究　実務　学部　LS　法曹　法務

編集担当者から

本書は，知的財産法の主要分野における重要判例を一冊にまとめた，オール・イン・ワン型の判例集です。約200件の判例のほか，複数判例をまとめて解説する項目もあります。

判例解説は，事案紹介・判旨引用・コメントの3段構成を基本とし，「事実」では当該事案を理解するのに必要な記述を簡潔に，「判旨」では必要十分な判決文引用を行うことを目指しました。「コメント」では当該判例の意義や関連判例の紹介等を簡潔に行い，判例理解の手がかりを提供しています。そのほか，係争対象となった物の図や写真なども，必要に応じて引用掲載しています。

知的財産法は，あらゆる技術の進展により，それを取り巻く状況はめまぐるしい変化を続けています。膨大な判例が積み重なり，それらを見渡すことは容易ではありません。本書は，そんな知財判例の森（あるいは海）に挑む際の正確な羅針盤となることを目指しました。みなさまの学習や実務の傍らに，「判コレ」がともに在ることができると嬉しいです。

（同じ著者の手になる『知的財産法（LEGAL QUEST）』との併用もオススメです！）（中野）

Point!

P　特許（70件），著作権（62件），意匠（8件），商標（30件），不競（30件）を中心とした全8章。

→72

事　実

Xは，Yが発行し販売するY書籍が，Xが創作した城の定義文（「城とは人によって住居，軍事，政治目的をもって選ばれた一区画の土地と，そこに設けられた防御の構築物をいう。」。本件定義）・図面（本件図面）・一覧表（本件一覧表）を複製したものであり，Yの行為はXの著作権・著作者人格権を侵害するものであると主張して，損害賠償を求めた。

裁判所は，本件定義につき著作物性を否定し，本件一覧表についてはY書籍の一覧表との類似性を否定したが，本件図面についてはXの著作権・著作者人格権侵害を認めた。請求一部認容，一部棄却。

以下では，本件定義に関する判断のみ扱う。

判　旨

「本件定義は，Xが長年の調査研究によって到達した，城の学問的研究のための基礎としての城の概念の不可欠の特性を簡潔に言語で記述したものであり，Xの学問的思想そのものと認められる。そして，本件定義のような簡潔な学問的定義では，城の概念の不可欠の特性を表す文言は，思想に対応するものとして厳密に選択採用されており，Xの学問的思想と同じ思想に立つ限り同一又は類似の文言を採用して記述する外はなく，全く別の文言を採用すれば，別の学問的思想による定義になってしまうものと解される。また，本件定義の文の構造や特性を表す個々の文言自体から見た表現形式は，この種の学問的定義の文の構造や，先行する城の定義や説明に使用された文言と大差はないから，本件定義の表現形式に創作性は認められず，もし本件定義に創作性があるとすれば，何をもって城の概念の不可欠の特性として城の定義に採用するかという学問的思想そのものにあるものと認められる。

ところで，著作権法が著作権の対象である著作物の意義について「思想又は感情を創作的に表現したものであって，……」と規定しているのは，思想又は感情そのものは著作物ではなく，その創作的な表現形式が著作物として著作権法による保護の対象であることを明らかにしたものと解するのが相当であるところ，右に判断したところによれば，本件定義はXの学問的思想そのものであって，その表現形式に創作性は認められないのであるから，本件定義を著作物と認めることはできない。

学問的思想としての本件定義は，それが新規なものであれば，学術研究の分野において，いわゆるプライオリティを有するものとして慣行に従って尊重されることがあるのは別として，これを著作権の対象となる著作物として著作権者に専有させることは著作権法の予定したところではない。」

172　1　著作物

→73

〔裁判官　西田美昭／大須賀滋／宍戸充〕

▼コメント▼

本件は，アイデアと表現がマージしていたこと（本件定義がXの学問的思想そのものであり，これを創作的に表現したといえないこと）を理由に著作物性が否定された一事例である。

仮に新規・独創なアイデアであっても，創作的に表現したとはいえないとの判断がされた事例として，自然科学上の法則・発明に関して大阪地判昭和54・9・25判タ397号152頁〔発光ダイオード論文〕，実用新案権を取得した考案に関して大阪地判昭和59・1・26無体集16巻1号13頁〔万年カレンダー〕等がある。

［写真における被写体の選択・配列］

73　**東京高判平成13・6・21判時1765号96頁**
〔西瓜写真〕

平12(ネ)750／判タ1087号247頁，裁判所ウェブサイト

事　実

Xは，Y_1が撮影しY_2がカタログに掲載した写真（Y写真）が，Xが撮影した写真（X写真）の翻案権または同一性保持権を侵害するとして，Yらに対して損害賠償等を請求した。

【X写真】　【Y写真】
（裁判所Web）

原判決（東京地判平成11・12・15判時1699号145頁）は，翻案の判断につき，写真における表現形式上の本質的特徴は「被写体の選択，組合せ及び配置が共通するか否かではなく，撮影時刻，露光，陰影の付け方，レンズの選択，シャッター速度の設定，現像の手法等において工夫を凝らしたことによる創造的な

（1）「思想または感情」と「表現」　173

第3編　著作権法

※目次は，小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。